



# 提 言 書

平成25年9月26日

信濃町公民館古間支館利用検討委員会

(写)

平成25年9月26日

信濃町教育委員会  
教育委員長 竹内 康則 様

信濃町公民館古間支館利用検討委員会  
委員長 古澤 良春



### 提言書

信濃町公民館古間支館利用検討委員会は平成24年11月1日に設置され、10回の委員会を開催して、検討をおこなってきました。

このたび検討結果がまとまりましたので、下記の通り提言します。

### 記

信濃町公民館古間支館の建物は、文化財として保存することを望みます。

保存にあたり、この建物は町民をはじめ、町外者や観光客など大勢の人々に利用され、有効に活用されることを望みます。

### (付帯意見)

検討委員会では、保存する位置と規模、耐震補強、利活用、予算と財源、管理方法等について検討し、その内容を別紙の「個別の提言」にまとめました。委員会で意見統一ができなかったものについては複数の提言を併記しました。

ここで検討した内容が尊重されることを望みます。

## 【個別の提言】

### 1. 信濃町公民館古間支館の建物の今後の扱いについて

提 言 文化財として保存する。

理 由 築 100 年を超える信濃町で最も古い洋風建築物で、町有で唯一の明治時代の学校建築物である。外観、玄関、窓、階段等に明治時代の建築様式が見られ、当時の校舎の規模をそのまま残していることは珍しく、長野県における学校建築物の歴史の中に位置づけることができる建物で、文化財的価値が高いものと考えられる。

対応策 改修の際に、天井、床、壁等を元の姿に戻す。また、国の登録文化財への登録をし、この建物がもつ文化財的価値が失われないような保護策をとる。

### 2. 保存する位置と規模について（複数の提言を併記）

提言① 現在地に現状の規模のまま残す。

理 由 古間地区にとって重要な場所、建物である。利便性の良い位置にあり、体育施設と併せて利用してもらえる可能性がある。

対応策 古間支館の裏山に排水工事の実施、擁壁の設置、建物の地盤改良が必要。

提言② 旧柏原小学校跡地へ全部を移築する。

理 由 古間支館の裏山は土砂災害警戒区域に指定されたため、保存するためには移築が必要である。古間支館建物全体を移築できる町の土地ということでは旧柏原小学校校舎を取り壊した跡地がよい（信濃町小学校跡地利用検討委員会で更地化が提案されている）。一茶記念館に隣接しており、駅にも近いことから、人が集まりやすいところである。

対応策 古間地区にある学校建築物を柏原地区へ移転するため、それぞれの地域の住民の理解を得ることが必要。

提言③ 全部、又は一部を移築する。

理 由 古間支館の裏山は土砂災害警戒区域に指定されたため、保存するためには移築が必要である。

対応策 移築先の選定が必要である。この建物が単独にあるよりも、集客力のある施設等の隣接地に置いた方がより多くの人に利用されるものと考えられるので、選定の際に考慮してもらいたい。

[古間小学校であったことから古間地区内に移築先を求めた場合の候補地]

・古間駅 ・旧古間小学校跡地内 ・古間支館東側駐車場 ・旧北国街道沿い ・旧飯山街道沿い

[古間地区にこだわらず、町内に移築先を求めた場合の候補地]

・道の駅 ・黒姫童話館 ・野尻湖

### 3. 耐震補強について

提 言 耐震補強を実施する。ただし、避難所に対応できる Iw 値 1.25 までの強度

は必要としない。

理 由 多くの人に利用してもらう施設とするため、耐震補強は必要である。ただし、予算的な面を考慮し、必要最低限の補強にとどめる。

#### 4. 利活用について（複数の提言を併記）

提言① 現位置で現状の規模のまま残した場合、体育施設の利用者も含め、大勢の人が利用できる公共の施設とする。併せて、現在ある民俗文化財の資料を保存、展示する場所を設ける。

提言② 移築をした場合、部屋ごとに多目的に利用する。以下のような利用が考えられる。

[交流施設]多目的ホール（住民、観光客、別荘住民、お年寄、親子などだれもがくつろげる場所）

[文化施設]指定文化財等の展示室、歴史資料館、信州鎌資料館、鍛冶屋体験館、絵画の展示室、図書館、音楽堂、多目的ホール（講演、集会）

[福祉施設]宅幼老所、児童グラブ

[商業施設]カフェ、飲み処、特産物販売店、小売店舗

[企業施設]オフィス、作業場

[観光施設]多目的ホール（イベント）、癒しの森の拠点、映画のロケ地

#### 5. 予算と財源について

提 言 国、県の補助事業を活用するとともに、地元住民のほか、町外にも広く寄付を呼びかけて寄付金を募る。

理 由 できるだけ町の財政に負担をかけないようにする。

対応策 寄付金を呼びかける組織をつくることが必要。

#### 6. 管理方法について（複数の提言を併記）

提言① 町が管理する。

提言② 町で指定管理者を募る。

提言③ 民間で管理運営をおこなう。

#### 7. その他

提 言 トイレを水洗化する。また、トイレは外からも利用できるようにする。

以上

## 【参考資料】

### 1. 信濃町公民館古間支館利用検討委員会設置の趣旨

信濃町公民館古間支館は明治43年(1910)竣工の木造2階建ての建物で、昭和51年(1976)まで古間小学校の校舎として使用され、改修を経て、昭和53年(1978)から公民館として使用されてきました。しかし、公共施設の耐震診断をおこなう中、この建物の診断結果は地震によって倒壊する危険のある建物と判断され、平成23年(2011)2月4日から使用が停止されています。その後、平成24年(2012)3月まで古間小学校校舎として使われていた建物を耐震補強し、新たな古間支館として使用することが決定しましたので、これまで使われていた木造の建物は公民館として使用する必要がなくなりました。

使用目的がなくなり、強度不足のために人が立ち入れなくなった建物をそのまま放置しておくことはできないため、取り壊しの対象とされるべき建物と考えられますが、築100年を超える文化財的な価値を有する建造物であることから、これを今後どのようにするかが望ましいのか、住民の皆様に十分に検討していただき、その結果を教育委員会へ提言をしていただくため、信濃町公民館古間支館利用検討委員会を設置しました。

### 2. 設置要綱

#### 信濃町公民館古間支館利用検討委員会設置要綱

##### (設置)

第1条 信濃町公民館古間支館（以下「支館」という。）の保存又は取り壊し等、今後の方針について検討するため、信濃町公民館古間支館利用検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

##### (任務)

第2条 委員会は、次の号にかかげる事項について検討し、教育委員会に対して提言する。

- (1) 支館建物の保存、活用、取り壊し等、今後の方針について
- (2) その他教育委員会が必要と認める事項

##### (組織)

第3条 委員会は、委員15名以内で組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者から教育委員会が委嘱する。

- (1) 信濃町文化財保護審議会委員
- (2) 古間地区の代表者
- (3) 建築に識見を有する者
- (4) 公募による者

3 委員会は、必要に応じて学識経験者に助言、指導を依頼することができるものとする。

##### (委員の任期等)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成25年9月30日までとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、その任期を延長することができる。

2 任期中に委員が交代するときは、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

##### (委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は委員の互選により定める。

- 3 委員長は、委員会を代表し、会議を進行する。  
4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会議等)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めた場合は、検討の結果について決を採ることができる。  
3 採決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによるものとする。  
4 委員長は、必要があると認めた場合は、委員以外の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、教育委員会事務局とし、庶務を処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

3. 委員会の開催状況

回	期 日	主な内容
第1回	(平成24年) 11月29日(木)	辞令交付、自己紹介 委員会設置の経緯、趣旨説明、設置要綱説明 委員長、副委員長の選出
第2回	12月12日(水)	古間支館見学 古間支館建物の文化財的価値についての学習会 ※いずれも講師は吉澤政己氏(信濃建築史研究室代表)
第3回	(平成25年) 1月16日(水)	講演「信濃町公民館古間支館の耐震診断について」 講師:篠田諭氏、宮島正人氏(宮本忠長建築設計事務所)
第4回	2月14日(木)	古間支館見学(雪の状況確認) 各委員の現時点での考えについて
第5回	3月12日(火)	各委員の現時点での考えについて 第6回検討委員会(視察)について
第6回	4月25日(木)	視察研修 ①旧松本高等学校、②旧開智学校、③旧園里学校、④旧上高井郡役所、⑤旧都住小学校、⑥旧中野小学校
第7回	6月25日(火)	検討委員会の休会及び再開について
第8回	7月17日(水)	各委員の意見について
第9回	8月20日(火)	班別の検討会、意見集約
第10回	9月19日(木)	提言書の検討

4. 委員名簿

(任期：平成 24 年 11 月 1 日～平成 25 年 9 月 30 日)

検討委員会内 役職等	区分	役職等	氏名	備考
委員長	公募		古澤 良春	
副委員長	公募		竹内 基一	
委員	文化財保護審議会委員	会長	仁科 文男	
委員	文化財保護審議会委員	副会長	吉松 雄一	
委員	文化財保護審議会委員	委員	二本松義昭	
委員	文化財保護審議会委員	委員	中山 倍敏	
委員	文化財保護審議会委員	委員	山森 光夫	
委員	古間地区の代表者	古間区長	佐藤 仙治	H25.3.12まで
委員	古間地区の代表者	古間区長	小口 幸一	H25.4.19から
委員	古間地区の代表者	荒瀬原区長	佐藤 守	
委員	古間地区の代表者	富濃地区総代長	柳沢 靖	H24.12月まで
委員	古間地区の代表者	富濃地区総代長	佐藤 猛	H25.1月から
委員	建築の有識者	建築士	佐藤 義博	長野県建築士会長 野支部からの推薦
委員	公募		荻原美砂子	
委員	公募		小松 春夫	
委員	公募		山本 アン	
委員	公募		関塚賢一郎	
オブザーバー	公民館関係者	公民館長	池田昭二郎	
オブザーバー	公民館関係者	支館長	雪入 勝彦	
オブザーバー	公民館関係者	副支館長	関塚 正彦	
事務局	教育委員会事務局	教育長	静谷 一男	
事務局	教育委員会事務局	教育次長	伊藤 均	
事務局	教育委員会事務局	生涯学習係長	風間 瞳男	
事務局	教育委員会事務局	文化財担当	渡辺 哲也	

※第1回～第5回・・・委員長：佐藤仙治、副委員長：古澤良春

第6回～第10回・・委員長：古澤良春、副委員長：竹内基一